

第8次広島県保健医療計画

令和6（2024）年3月

広島県

基本理念

- 6年後を見据えた計画の基本的考え方です。超高齢社会を迎えている中、医療と介護を総合的に確保していくことが求められています。

県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができるよう、質が高く安心できる保健医療提供体制を地域包括ケアシステムと一体的に構築します。

目指す姿

- 基本理念を踏まえた目指す姿は、次の6つです。

◆ 疾病予防から治療、再発予防まで質が高く適切な保健医療提供体制が確保されています。

疾病予防、適切な医療の提供、再発予防まで広範な対応が必要となる5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）については、疾病予防に向けた啓発活動から早期発見のための検診の勧奨、発症時の適切な治療と在宅復帰支援、再発予防への取組等に至る質の高い保健医療提供体制を整備します。

◆ “いざ”というときに安心できる医療提供体制が確保されています。

生まれ、育ち、働く中で遭遇する“いざ”というときのための「救急医療」や「周産期医療」、「小児医療」の提供体制を整備します。

また、県内のどこに住んでいても適切に医療を受けることができるよう中山間地域等への医師派遣など（へき地の医療）の体制を整えます。

更に、災害発生時に備えた医療提供システムを整えます。

◆ 新興感染症発生・まん延時においては、通常医療提供体制への影響を最小限にしつつ、感染症医療提供体制が確保されています。

平時から新興感染症発生・まん延時の地域における医療機関の機能や役割分担を明らかにしながら有事に備えるとともに、新興感染症発生・まん延時においては、協定締結医療機関等における協定の履行、感染状況のフェーズに応じた準備体制の迅速かつ確実な稼働などの取組を通じて、通常医療提供体制への影響を最小限にしつつ、感染症医療提供体制の確保を図ります。

◆ 県内どこに住んでいても自分らしく暮らすことができる地域包括ケアシステムが機能しています。

今後、慢性疾患や認知症を抱える方など、医療的管理下で介護サービスを受けながら在宅等で生活をする高齢者等の増加が見込まれることから、退院後においても在宅等における切れ目なく質の高い医療を受けることができる体制を整備するとともに、急変時には安心して適切な入院治療を受けることができる体制を確保します。

また、行政や医療・介護・福祉の関係機関等の連携のもと、緩和ケアを含めた適切なサービスを提供することにより、患者や家族の望む場所と形で最期を迎えることができる体制を実現します。

目指す姿（続き）

- ◆ **生涯にわたって生活習慣病に対する理解と疾病予防・重症化予防・再発予防に取り組むことにより健康寿命が延伸され、いきいきと暮らし続けることができます。**

生活習慣病は、健康寿命の最大の阻害要因となるだけでなく、本人や家族の生活にも多大な影響を及ぼすことから、疾病予防、病状を悪化させない重症化予防及び再発予防の重要性が一層高まっています。

また、年齢を重ねることによる衰えは避けられませんが、可能な限り自立した生活を維持していくためには、子供の頃からの健康な生活習慣づくりも重要です。このため、本県では、「健康ひろしま21」（広島県健康増進計画）を策定し、総合的な対策を推進しています。

- ◆ **医師や看護師等が働きやすい環境が整い地域に必要な医療・介護人材が確保されており、また、安定的な医療保険制度のもと、持続可能な医療提供体制が整い適切な医療サービスが効果的・効率的に提供されています。**

中山間地域等における医師確保など、質が高く安心できる医療と介護の連携体制を支える人材が継続的に確保・育成され、こうした専門職が誇りを持って働き続けることができるようキャリアアップ研修の促進、仕事と子育てや介護を両立できる就業環境の整備などに取り組みます。

また、限られた医療資源の効果的・効率的な配置を促し、患者の状態に応じた切れ目のない医療提供体制を構築するとともに、近年、目覚ましく発展するデジタル技術をさらに活用し、適切な医療サービスを効果的・効率的に提供します。

さらに、県民の健康づくりに向けた取組や適正受診の推進により、医療費の適正化を図ります。

- この計画は医療法等に基づくものです。保健医療に関連する他の計画とも整合性を持って推進します。

計画の位置付けなど

この計画は、医療法に基づき都道府県が定める医療計画であり、本県の保健医療施策の基本となる6年間の計画です。

【計画期間】 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

また、以下の計画は保健医療計画と政策的に関連が深く、定める内容に重複する部分が多いため、関連する計画を保健医療計画と一体的に策定します。

- ・がん対策基本法第12条に基づく「広島県がん対策推進計画」
- ・健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条に基づく「広島県循環器病対策推進計画」
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく「広島県医療費適正化計画」

更に、以下の関連計画と整合や調和を図っています。

- ・ひろしま高齢者プラン
- ・広島県地域福祉支援計画
- ・健康ひろしま21
- ・広島県障害者プラン
- ・広島県感染症予防計画
- ・広島県食育推進計画
- ・広島県依存症対策推進計画
- ・広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 など

○ 目指す姿の実現のため、必要な施策を体系的に実施していきます。

施策体系

【第2章】安心できる保健医療体制の構築

第1節 がんなど主要な疾病の医療連携体制

〔5疾病〕：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

第2節 救急医療などの医療連携体制

〔6事業〕：救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療

第3節 在宅医療と介護等の連携体制

第4節 外来医療に係る医療提供体制

第5節 医療に関する情報提供

【第3章】保健医療各分野の総合的な対策

原爆被爆者医療／障害保健／感染症／臓器移植・造血幹細胞移植／難病／アレルギー疾患／母子保健／歯科保健／健康増進／リハビリテーションの推進の各対策

【第4章】地域医療構想の取組

- ・病床の機能の分化及び連携の促進
- ・病床の機能に関する情報提供の推進 等

【第5章】保健医療体制を支える人材の確保・育成

- ・多様なニーズに対応した医師、歯科医師、薬剤師、看護職員及び介護人材などの確保・育成等

【第6章】医療の安全の確保、安全な生活の確保

- ・医療機関における安全管理、医薬品等の安全確保、食品安全、生活衛生

【第7章】医療費の適正化

- ・県民の健康の保持・増進
- ・医療の効率的な提供の推進

地域の保健医療体制を確保するため、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間で、次の分野に重点的に取り組めます。

【主要な疾病（5疾病）】

がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

【地域医療の重要な課題（6事業）】

救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療

【在宅医療と介護等の連携体制】

【外来医療に係る医療提供体制】

【地域医療構想の取組】

【保健医療体制を支える人材の確保・育成】

5 疾病

がん

がん予防・がん検診

- ・たばこ対策の強化、生活習慣改善に向けた普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進
- ・効果の高い個別の受診勧奨・再勧奨の推進、検診アクセス向上によるがん検診受診率の向上

がん医療

- ・拠点病院の機能強化
- ・小児がん、希少がん及び難治性がん対策の推進
- ・手術・放射線・薬物療法や病理診断などの診療内容の充実
- ・がん治療・緩和ケアを担う医療・介護人材を養成する環境の整備

がんとの共生

- ・治療と就労の両立、妊孕性温存療法の普及、アピアランスケアの充実支援

循環器病

循環器病の予防と正しい知識の普及啓発

- ・危険因子の早期発見や生活習慣の改善による発症予防

保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ・緩和ケアの充実、治療と仕事の両立支援、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援など

脳卒中

脳卒中医療提供体制

- ・脳卒中の初期症状に気づくための啓発と脳卒中発症時の対応に関する情報提供
- ・t-PA療法など急性期の専門治療を行う拠点病院と地域の医療機関との連携の推進

在宅等における支援体制

- ・身体機能の早期改善に向けた急性期・回復期リハビリテーションの体制整備

心筋梗塞等の心血管疾患

心血管疾患医療提供体制

- ・広島大学心不全センターを中心とした、急性期～回復期～維持期の連携体制の充実
- ・医療機能の分担などによる専門的診療が可能な医療機関間の円滑な連携の推進

在宅等における支援体制

- ・多面的・包括的な疾病管理によるリハビリテーション体制の構築

糖尿病

糖尿病発症予防

- ・特定健康診査等の必要性に対する啓発による実施率向上
- ・ひろしま健康づくり県民運動の推進など

糖尿病医療提供体制

- ・継続治療の重要性に対する啓発
- ・初期・安定期、教育、専門、急性増悪時、慢性合併症の各医療機能を担う医療機関の明確化と連携
- ・未治療者、治療中断者減少に向けた啓発

糖尿病との共生

- ・糖尿病性腎症重症化予防事業の普及啓発
- ・歯周病との関連による歯科受診の勧奨

精神疾患

重層的な連携による支援体制の構築

- ・精神疾患の正しい知識の普及・啓発による発症予防、早期受診・早期治療
- ・障害保健福祉圏ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ・保健所、市町における相談支援や訪問支援等、地域で精神障害者を支える基盤づくりの強化

精神疾患等ごとの医療連携・提供体制

- ・多様な精神疾患（統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症など）ごとの医療連携・提供体制の構築

救急医療**適切な病院前救護活動**

- ・ 救急医療への理解と適正受診の促進
- ・ A E Dの普及・啓発

救急医療などの医療連携体制

- ・ メディカルコントロール体制の充実強化
- ・ 救急医療情報ネットワークの機能強化
- ・ ドクターヘリの運航など

重症度・緊急度に応じた医療提供

- ・ 初期、二次及び三次の救急医療体制の維持・確保

療養の場への円滑な移行

- ・ 発症から在宅復帰までの切れ目のない医療介護提供体制の確保

災害時における医療**医療救護活動体制の強化**

- ・ 訓練・研修、会議等を通じた関係機関との連携、マニュアル等の見直しによる災害時対応能力の確保
- ・ 広域医療搬送等の体制強化や圏域における災害対応の強化のためのコーディネーター配置など

災害拠点病院等の体制強化

- ・ 業務継続計画（BCP）の整備と訓練・研修
- ・ D M A T等の養成・強化

新興感染症発生・まん延時における医療**新興感染症医療を提供する人材の確保**

- ・ 効果的な人材養成の方策検討（広島県感染症対策連携協議会等の場で検討）
- ・ 関係団体や医療機関と連携した感染症診療や院内感染対策等に係る人材の養成・活用

新興感染症の医療提供体制の確保

- ・ 新興感染症の入院医療の提供や感染症医療担当従事者等の派遣等を行う医療機関等との医療措置協定の締結
- ・ 医療提供に必要な个人防护具（P P E）の備蓄及び医療機関による備蓄の促進
- ・ 自宅療養者等に対する口腔管理を目的とした歯科保健医療提供体制の構築

へき地の医療**へき地医療支援体制の維持・強化**

- ・ 地域の拠点病院を中心とした地域医療ネットワークの構築
- ・ へき地医療拠点病院への支援や支援病院指定制度の活用、へき地診療所への支援
- ・ 県北部地域移動診療車や瀬戸内海巡回診療船の運営支援など

医師等医療従事者の確保・育成

- ・ 自治医科大学、広島大学ふるさと枠等による医師の育成・配置、総合診療医の確保・育成など

へき地医療対策の推進体制

- ・ 医療活動と人材確保・育成の一体的推進など

周産期医療**周産期医療体制の確保**

- ・ 高度・専門的な医療機能の集約化・重点化
- ・ 総合周産期母子医療センターを中心とした施設間の連携
- ・ N I C U退院児等の退院支援及び療養・養育支援
- ・ 災害時小児周産期リエゾンの養成・配置

医療従事者の確保・育成

- ・ 大学地域枠による医師の育成と、地域のニーズと医療資源の適正配置を踏まえた医師確保
- ・ 広島県地域医療支援センターによる女性医師等の就業支援など
- ・ 修学資金貸与による助産師確保

小児医療**小児医療の提供体制の確保**

- ・ 高度・専門的な医療機能の集約化・重点化
- ・ 初期、二次及び三次の小児救急医療体制の維持・確保
- ・ 小児救急医療電話相談事業の実施などによる急病時の適切な受療行動の促進
- ・ 医療的ケア児に対する療養・養育支援
- ・ 災害時小児周産期リエゾンの養成・配置

医療従事者の確保・育成

- ・ 大学地域枠による医師の育成と、地域のニーズと医療資源の適正配置を踏まえた医師確保
- ・ 広島県地域医療支援センターによる女性医師等の就業支援など

在宅医療と介護等の連携体制

在宅医療介護連携等の構築及び推進

- ・ 医師等の育成、医療機関相互の連携
- ・ 市町への支援や関係機関との連携

訪問歯科診療の充実

- ・ 広島口腔保健センターの活用による歯科医師・歯科衛生士の養成など

訪問薬剤管理指導の充実

- ・ 研修実施による在宅医療に参加する薬剤師の育成・増加

訪問看護の充実

- ・ 訪問看護ステーションの経営安定化に向けた支援、多様な利用者への対応

訪問栄養食事指導の充実

ACP普及促進

在宅医療

保健医療各分野の総合的な対策

高齢化の進展に伴い増加が見込まれる疾患等について、疾病予防や介護予防などの様々な関連施策と連携し、対策を進める。

人材の確保・育成

医師・看護職員等の確保・育成

医師の確保・育成（医師確保計画）

- ・ 自治医科大学や大学医学部地域枠医師等の育成・配置調整や総合診療医の確保・育成による偏在解消・適正配置に向けた取組
- ・ 初期臨床研修医や専攻医等若手医師の効果的な誘致と確保
- ・ 勤務環境の改善支援

薬剤師の確保・育成

- ・ 充足病院からの薬剤師の出向による人員確保と病棟薬剤師業務の充実化

看護職員の確保・育成

- ・ 新規養成の継続
- ・ ライフステージに応じた復職支援及び定着促進
- ・ 高度な医療に対応するための資質向上

介護職員の確保・育成

- ・ 「魅力ある職場宣言ひろしま」の認証促進など職場改善等の取組支援

外来医療

外来医療に係る医療提供体制

外来医療提供体制の確保

- ・ 地域で不足する外来医療機能に関する協議と情報提供

医療機器の効率的な活用

- ・ 医療設備・機器等の共同利用に関する協議と情報提供

紹介受診重点医療機関

- ・ 外来機能の明確化・連携の強化

地域医療構想

地域医療構想の取組

病床の機能の分化及び連携の促進

- ・ 地域医療構想調整会議における医療機関相互の協議を通じた医療機関の自主的な取組を促進
- ・ 不足が見込まれる回復期病床への転換を支援
- ・ 地域医療連携推進法人の取組への支援
- ・ 令和8（2026）年度以降における地域医療構想の検討

医療圏と基準病床数

医療圏の設定

① 一次保健医療圏

住民に密着した頻度の高い日常的な保健医療活動が展開される地域であり、かかりつけ医等によるプライマリ・ケアが推進される市町村をいいます。

② 二次保健医療圏

特殊な保健医療等を除く一般の医療需要に対応するために設定する区域であり、各種施策を展開する基本となる区域です。

③ 三次保健医療圏

特殊な診断や治療を必要とする医療需要や高度又は専門的な保健医療対策に対応するために設定する区域であり、全県を区域とします。

④ 疾病・事業ごとの医療圏

この計画では、5疾病・6事業及び在宅医療について、医療提供施設の相互間で機能の分担と連携を進め、安心して質の高い保健医療サービスの提供体制を構築するため、人口や患者の受療動向を踏まえて疾病・事業ごとの医療圏を設定します。



基準病床数

〈療養病床及び一般病床〉

二次保健医療圏	基準病床数	【参考】既存病床数
広島	11,074	13,516
広島西	1,266	1,779
呉	2,173	3,224
広島中央	1,834	2,171
尾三	2,325	3,305
福山・府中	4,754	4,823
備北	765	1,508
計	24,191	30,326

〈精神病床〉

区分	基準病床数	【参考】既存病床数
広島県全域	7,045	8,485

〈結核病床〉

区分	基準病床数	【参考】既存病床数
広島県全域	33	87

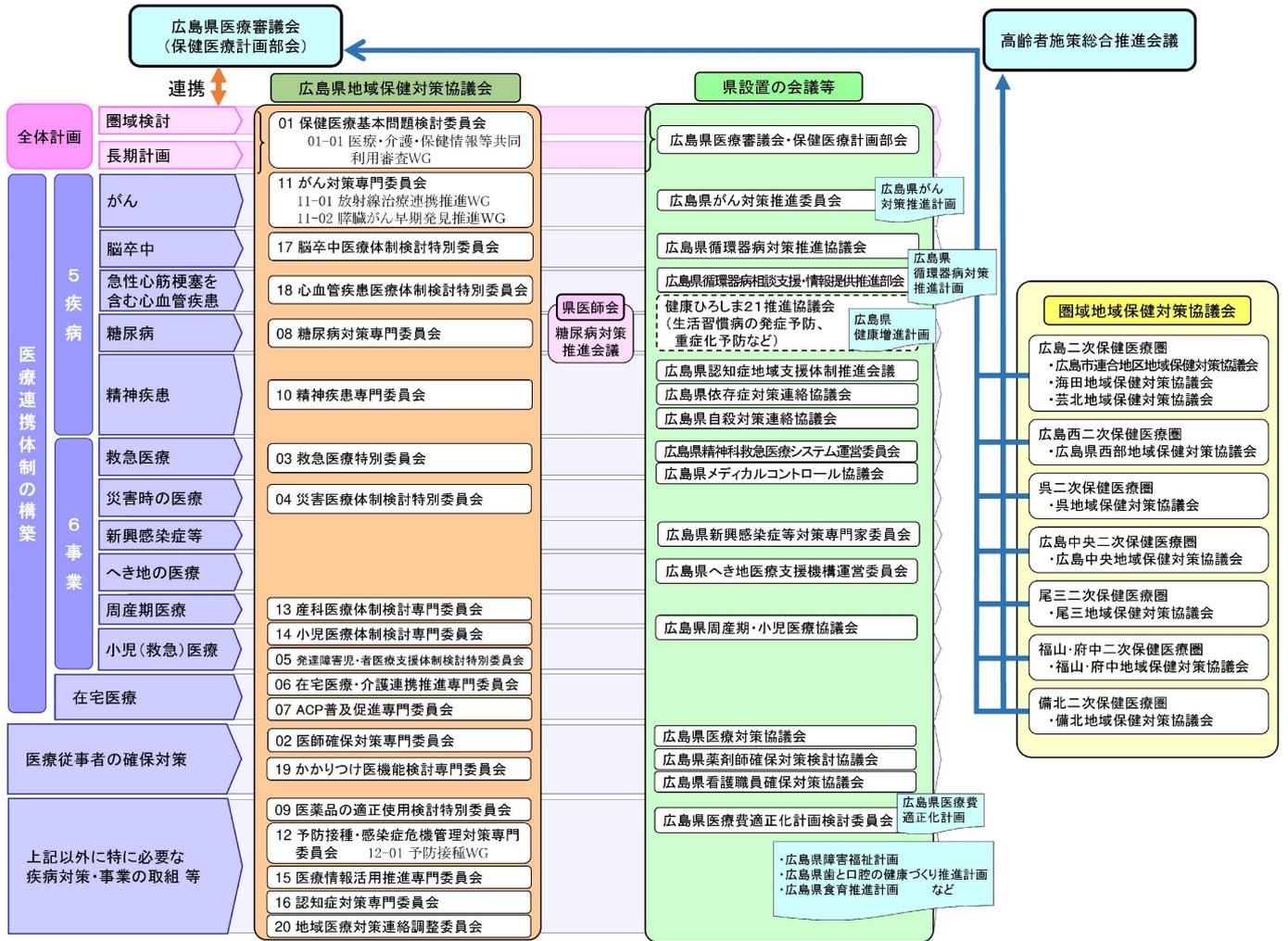
〈感染症病床〉

区分	基準病床数	【参考】既存病床数
広島県全域	36	30

※ 既存病床数は令和5(2023)年9月30日現在

計画の推進

計画の推進に当たっては、県民の理解と協力のもと、関係団体等と連携を図りながら、県内どこに住んでいても、生涯にわたっていきいきと暮らすことができる保健医療提供体制の構築を図るため、総合的に施策を推進していきます。また、毎年度、数値目標や施策の取組状況などについて評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。



広島県健康福祉局 医療介護政策課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL:082-513-3064 FAX:082-502-8744

E-mail: fuiryousei@pref.hiroshima.lg.jp